

令和元年第4回定例会

富良野市議会会議録（第1号）

令和元年12月4日（水曜日）

令和元年第4回定例会

富良野市議会会議録

令和元年12月4日(水曜日)午前10時00分開会

◎議事日程(第1号)

- 日程第 1 会議録署名議員の指定
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 認定第 1号(第3定) 平成30年度富良野市一般会計歳入歳出決算の認定について
認定第 2号(第3定) 平成30年度富良野市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第 3号(第3定) 平成30年度富良野市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第 4号(第3定) 平成30年度富良野市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第 5号(第3定) 平成30年度富良野市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第 6号(第3定) 平成30年度富良野市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第 7号(第3定) 平成30年度富良野市水道事業会計決算の認定について
認定第 8号(第3定) 平成30年度富良野市ワイン事業会計決算の認定について
- 日程第 4 議案第 4号(第3定) 富良野市フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の制定について
議案第 5号(第3定) 富良野市パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の制定について
- 日程第 5 所管事項に関する委員会報告及び都市事例調査報告
調査第 1号 防災行政について
都市事例調査
調査第 2号 男女共同参画の推進に向けた取り組みについて
都市事例調査
調査第 3号 市道及び道路環境の整備について
都市事例調査
- 日程第 6 議員の派遣に関する報告
- 日程第 7 議員の派遣に関する報告
- 日程第 8 監査委員報告 (例月出納検査結果報告 令和元年度8月分～10月分)
- 日程第 9 諮問第 1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 10 議案第 13号 富良野市固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 11 議案第 14号 富良野市固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 12 議案第 1号～第12号(提案説明)
-

◎出席議員(18名)

議長 18番 黒岩 岳雄 君 副議長 11番 今 利一 君

1番	宮田均君	2番	松下寿美枝君
3番	宇治則幸君	4番	家入茂君
5番	石上孝雄君	6番	大西三奈子君
7番	佐藤秀靖君	8番	小林裕幸君
9番	渋谷正文君	10番	大栗民江君
12番	天日公子君	13番	関野常勝君
14番	日里雅至君	15番	本間敏行君
16番	水間健太君	17番	後藤英知夫君

◎欠席議員（0名）

◎説明員

市長	北猛俊君	副市長	石井隆君
総務部長	稲葉武則君	市民生活部長	山下俊明君
保健福祉部長	若杉勝博君	経済部長	後藤正紀君
ぶどう果樹研究所長	川上勝義君	建設水道部長	小野豊君
看護専門学校長	澤田貴美子君	総務課長	今井顕一君
財政課長	藤野秀光君	企画振興課長	西野成紀君
教育委員会教育長	近内栄一君	教育委員会教育部長	亀淵雅彦君
農業委員会会長	及川栄樹君	農業委員会事務局長	井口聡君
監査委員	鎌田忠男君	監査委員事務局長	佐藤克久君
公平委員会委員長	中島英明君	公平委員会事務局長	佐藤克久君
選挙管理委員会委員長	伊藤和朗君	選挙管理委員会事務局長	大内康宏君

◎事務局出席職員

事務局	長	清水康博君	書記	高田賢司君
書記		佐藤知江君	書記	倉本隆司君

午前10時00分 開会
(出席議員数18名)

開 会 宣 告

○議長（黒岩岳雄君） おはようございます。
これより、本日をもって招集されました令和元年第4回富良野市議会定例会を開会いたします。

開 議 宣 告

○議長（黒岩岳雄君） 直ちに、本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指定

○議長（黒岩岳雄君） 日程第1、会議録署名議員の指定を行います。

本定例会の会議録署名議員には、

宇 治 則 幸 君
水 間 健 太 君
家 入 茂 君
本 間 敏 行 君
石 上 孝 雄 君
日 里 雅 至 君
大 西 三 奈 子 君
関 野 常 勝 君
佐 藤 秀 靖 君
天 日 公 子 君

以上、10名の諸君を指定いたします。

なお、本日の署名議員には、会議規則第126条の規定により、

宇 治 則 幸 君
水 間 健 太 君

を御指名申し上げます。

諸 般 の 報 告

○議長（黒岩岳雄君） 事務局長をして、諸般の報告をいたさせます。

事務局長清水康博君。

○事務局長（清水康博君） -登壇-

議長の諸般の報告を朗読いたします。

市長より提出の事件、議案第1号から議案第12号につきましては、あらかじめ御配付のとおりでございます。

議案第13号、議案第14号及び諮問第1号につきましては、本日御配付のとおりでございます。

次に、議会及び監査委員より提出の事件につきましては、本日御配付の議会側提出件名表に記載のとおり、議

長にそれぞれ提出がございました。このうち、審査及び調査の終了いたしました事件につきましては、報告書として御配付のとおりでございます。

次に、市長及び教育長より行政報告の申し出があり、その概要につきましては、本日御配付のとおりでございます。

次に、閉会中の主な公務につきましては、議長報告といたしまして、本日御配付のとおりでございます。

次に、本定例会の説明員につきましては、別紙名簿として御配付のとおりでございます。

最後に、本日の議事日程につきましても、お手元に御配付のとおりでございます。

以上でございます。

日程第2 会期の決定

○議長（黒岩岳雄君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

本定例会の運営に関し、議会運営委員会より報告を願います。

議会運営委員長後藤英知夫君。

○議会運営委員長（後藤英知夫君） -登壇-

議会運営委員会より、11月27日に告示されました令和元年第4回定例会が本日開催されるに当たり、11月29日に議会運営委員会を開催いたしましたので、審議した結果について報告いたします。

本定例会に提出されました事件数は、29件でございます。

うち、議会側提出事件は14件で、内訳は、付託案件委員会報告2件、事務調査報告3件、都市事例調査報告3件、特別委員会報告1件、議員派遣報告2件、例月出納検査結果報告3件でございます。

市長よりの提出事件は15件で、その内訳は、補正予算4件、条例6件、人事3件、その他2件でございます。

事件外といたしまして、市長の行政報告、教育長の行政報告、議長報告がございました。

次に、運営日程について申し上げます。

本会議第1日目の本日は、会期の決定後、事件外といたしまして、市長、教育長の行政報告を受け、次に、第3回定例会において継続審査となった認定第1号より認定第8号の平成30年度一般会計外各会計歳入歳出決算について、決算審査特別委員会報告を受け、これを審議願います。

次に、同じく第3回定例会において継続審査となった議案第4号及び議案第5号について、総務文教委員会より報告を受け、これを審議願います。

次に、所管事項に関する委員会報告及び都市事例調査報告、議員の派遣に関する報告、監査委員報告を受け、

諮問第1号及び議案第13号及び議案第14号の審議を願います。

次に、議案第1号から議案第12号の提案説明を受け、本日の日程を終了いたします。

12月5日、6日、9日は議案調査のため、7日、8日は休日のため、それぞれ休会いたします。

本会議第2日目の12月10日、第3日目の11日、第4日目の12日は、市政に関する一般質問を行い、これを終了いたします。

12月13日、16日は議案調査のため、14日、15日は休日のため、それぞれ休会いたします。

本会議第5日目の12月17日は、議案第1号及びこれに関連する議案第11号及び議案第12号の審議を願ひ、次に、議案第2号から議案第10号の審議を願ひます。

最後に、追加議案がある場合は、順次、審議を願ひ、閉会中の諸手続をいたしまして、本定例会を終了いたします。

次に、議案外の運営について申し上げます。

請願、意見案、調査等の提出期限につきましては、12月10日の日程終了時までとすることで申し合わせをしております。

以上、令和元年第4回定例会の会期は、本日12月4日から12月17日までの14日間とすることで委員会の一致を見た次第であります。

議員、理事者及び説明員各位の御協力を賜りますようお願い申し上げます。御異議を承ります。議案運営委員会からの報告いたします。

○議長（黒岩岳雄君） お諮りいたします。

ただいま議会運営委員長より報告のとおり本定例会を運営し、会期は12月4日から17日までの14日間とし、うち、5日、6日、9日、13日、16日は議案調査のため、7日、8日、14日、15日は休日のため、それぞれ休会いたします。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒岩岳雄君） 御異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、ただいまお諮りのとおり、本日から14日間と決定いたしました。

行 政 報 告

○議長（黒岩岳雄君） この際、あらかじめ申し出のありました市長、教育長の行政報告に関する発言を許可いたします。

初めに、市長北猛俊君。

○市長（北猛俊君） -登壇-

おはようございます。

議長の許可をいただきましたので、行政報告をさせて

いただきます。

1、ウィーチャットを活用した中国人観光客の推進に向けた訪中について。

10月29日から11月1日に、市、宿泊事業者、飲食事業者、交通事業者など総勢16名で中国の深圳市へ赴き、IT企業大手のテンセント社を訪問、視察研修してまいりました。

研修では、中国のデジタル社会の現状を視察し、今後、中国人観光客を誘客するため、富良野市として情報発信やキャッシュレス決済などデジタル技術を活用したサービスをどのように展開すべきか、情報収集、意見交換を行ってまいりました。

2、要望運動について。

(1) 地域高規格道路「旭川十勝道路」の整備促進について。

旭川十勝道路整備促進期成会会長として、11月15日に、北海道開発局、旭川開発建設部、北海道議会議長、副議長及び管内選出議員、北海道建設部、上川総合振興局旭川建設管理部に対し、また、11月26日には財務省、国土交通省、11月27日には6区選出衆議院議員や道内選出国會議員に対し、道路整備に必要な予算の確保、老朽化対策予算の別枠確保、事業中である富良野北道路及び旭川東神楽道路の整備促進、未事業区間である東神楽町一富良野町間及び富良野市一占冠村間の調査促進について要望してまいりました。

(2) 富良野圏域における河川の整備促進について。

富良野圏域連携協議会会長として、10月15日に、富良野沿線市町村議会議長会とともに、北海道上川総合振興局に対し、近年のゲリラ的な集中豪雨に対応するために、石狩川上流富良野圏域河川整備計画に基づく早急な河川整備の促進、河川の適正な維持を図るため、河床浚渫や立木の伐採など河川維持の充実について要望してまいりました。

以上です。

○議長（黒岩岳雄君） 次に、教育委員会教育長近内栄一君。

○教育委員会教育長（近内栄一君） -登壇-

皆さん、おはようございます。

議長の御許可をいただきましたので、教育行政について報告させていただきます。

1、市立樹海小学校、市立樹海中学校の廃止について。

令和元年8月26日に、樹海小学校、樹海中学校コミュニティ・スクール協議会及びPTA、東山保育所父母の会などで構成する樹海中学校のこれからを考える会代表から、市立樹海中学校を令和4年3月31日をもって廃校し、樹海小学校の校舎に移ること、移設後の学校形態は義務教育学校とすることについて、地域として合意した旨の将来の樹海中学校の在り方に関する意見書が市長及

び教育委員会に提出されました。

このことを受けて、10月29日開催の富良野市教育委員会第10回定例会において、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第1項第1号に基づき、市立樹海小学校、市立樹海中学校の廃止について決定をしたところであります。

今後の取り組みにつきましては、意見書の要望を踏まえ、樹海小学校、樹海中学校の令和4年3月31日の廃止、また、令和4年4月1日の義務教育学校設置に向け、準備委員会の設置など、準備を進めてまいります。

以上でございます。

○議長（黒岩岳雄君） 以上で、市長、教育長の行政報告を終わります。

日程第3

認定第1号（第3定）平成30年度富良野市一般会計歳入歳出決算の認定について

認定第2号（第3定）平成30年度富良野市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第3号（第3定）平成30年度富良野市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第4号（第3定）平成30年度富良野市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第5号（第3定）平成30年度富良野市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第6号（第3定）平成30年度富良野市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第7号（第3定）平成30年度富良野市水道事業会計決算の認定について

認定第8号（第3定）平成30年度富良野市ワイン事業会計決算の認定について

○議長（黒岩岳雄君） 日程第3、前会より継続審査の認定第1号から認定第8号まで、以上8件を一括して議題といたします。

本件8件に関し、委員長の報告を求めます。

決算審査特別委員長本間敏行君。

○決算審査特別委員長（本間敏行君） -登壇-

決算審査特別委員会より、認定第1号、平成30年度富良野市一般会計歳入歳出決算の認定についてから認定第8号、平成30年度富良野市ワイン事業会計決算の認定についてまでの8件について、審査の経過並びに結果の報告を申し上げます。

決算審査特別委員会は、第3回定例会において設置と

なり、認定第1号より認定第8号までの平成30年度富良野市一般会計を初め、各特別会計歳入歳出及び公営企業会計の決算についての審査を付託され、閉会中継続審査となったところであります。

9月25日に、審査日程及び審査資料の検討並びに決算内容について会計管理者より総括的な説明を受け、11月6日から8日までの3日間にわたり、各所管部署ごとに審査を行いました。

審査は、関係する職員の出席を求め、歳入の確保や歳出予算の適正な執行などに重点を置き、決算審査の着眼点に基づき質疑を行い、それに対して職員から答弁をいただきながら、慎重に進めてまいりました。この中で、総務、福祉、観光、建設、教育ほか各分野において、事業の実績、効果、検証結果等について委員より活発な質疑がなされ、理解が深められたところであります。

この審査の結果、認定第1号より認定第8号までの8件について、全会一致で認定すべきものと決した次第であります。

以上、決算審査特別委員会からの報告といたします。

○議長（黒岩岳雄君） これより、本件8件の質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒岩岳雄君） ないようですので、以上で本件8件の質疑を終わります。

討論を省略いたします。

これより、認定第1号、平成30年度富良野市一般会計歳入歳出決算の認定について採決いたします。

お諮りいたします。

本件に関する委員長報告は、認定すべきものであります。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒岩岳雄君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、委員長報告のとおり認定することに決しました。

次に、認定第2号、平成30年度富良野市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてから認定第6号、平成30年度富良野市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてまで、以上5件について一括採決いたします。

お諮りいたします。

本件5件に関する委員長報告は、認定すべきものであります。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒岩岳雄君） 御異議なしと認めます。

よって、本件5件は、委員長報告のとおり認定するこ

とに決しました。

次に、認定第7号、平成30年度富良野市水道事業会計決算の認定について及び認定第8号、平成30年度富良野市ワイン事業会計決算の認定について、以上2件について一括採決いたします。

お諮りいたします。

本件2件に関する委員長報告は、認定すべきものであります。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(黒岩岳雄君) 御異議なしと認めます。

よって、本件2件は、委員長報告のとおり認定することに決しました。

日程第4

議案第4号(第3定) 富良野市フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の制定について

議案第5号(第3定) 富良野市パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の制定について

○議長(黒岩岳雄君) 日程第4、前会より継続審査の議案第4号、富良野市フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の制定について及び議案第5号、富良野市パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の制定についての2件を一括して議題といたします。

本件2件に関し、委員長の報告を求めます。

総務文教委員長佐藤秀靖君。

○総務文教委員長(佐藤秀靖君) -登壇-

総務文教委員会より、令和元年第3回定例会において付託されました議案第4号、富良野市フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の制定について及び議案第5号、富良野市パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の制定について、審査の経過と結果について御報告いたします。

本条例は、地方行政の重要な担い手となっている地方公務員の臨時・非常勤職員の適正な任用、勤務条件を確保するため、会計年度任用職員制度が新設され、改正地方公務員法及び地方自治法が来年4月1日から施行されることにより、その会計年度任用職員に対する給料、報酬、手当、費用弁償の支給に当たって、地方自治法第203条の2及び第204条に基づき、条例の制定をしようとするものであります。

本市では、10月時点で、現行の地方公務員法第3条に規定する特別職で917名、第22条に規定する臨時的任用職員が169名在籍しており、この全ての職種について、改正

法に基づき法的根拠の見直しを行っているところでありますが、改正法による会計年度任用職員に該当する者として、フルタイム、パートタイムを合わせて220名程度と推定されております。

条例審査においては、各委員から、会計年度任用職員の待遇、職種、時間外手当、通勤手当、期末手当などについて質疑があり、その多くは今後制定される規則に委任されることとなりますが、雇用機会の均等の原則、給付については職務給の原則、均衡の原則に基づき、適正に支給されるよう、また、勤務時間、休暇、健康診断等についても適切な対応が求められるものであります。

本委員会では、担当部局に本条例に関する資料の提出と説明を求め、延べ4回の委員会を開催し、本条例を制定することにより、特別職の任用と臨時的任用職員の厳格化、一般職の非常勤職員の任用等に関する制度の明確化が図られるほか、フルタイム会計年度任用職員については期末手当、退職手当等の支給、パートタイム会計年度任用職員には期末手当の支給が可能となり、臨時・非常勤職員の安定的な人材確保、待遇改善にもつながることから、必要な条例であると意見の一致を見たところであります。

協議の結果、全会一致により、富良野市フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の制定について及び富良野市パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の制定については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、審議内容及び結果を申し上げまして、総務文教委員会からの報告といたします。

○議長(黒岩岳雄君) これより、本件2件の質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(黒岩岳雄君) ないようですので、以上で本件2件の質疑を終わります。

討論を省略いたします。

これより、議案第4号、富良野市フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の制定についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本件に関する委員長報告は、原案のとおり可決すべきものであります。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(黒岩岳雄君) 御異議なしと認めます。

よって、本件は、委員長報告のとおり、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第5号、富良野市パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の制

定についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本件に関する委員長報告は、原案のとおり可決すべきものであります。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(黒岩岳雄君) 御異議なしと認めます。

よって、本件は、委員長報告のとおり、原案のとおり可決することに決しました。

日程第5

所管事項に関する委員会報告及び都市事例調査報告

○議長(黒岩岳雄君) 日程第5、前会より継続調査の所管事項に関する委員会報告及び都市事例調査報告を議題といたします。

本件に関し、順次、委員長の報告を求めます。

初めに、調査第1号、防災行政について及び都市事例調査について。

総務文教委員長佐藤秀靖君。

○総務文教委員長(佐藤秀靖君) 一登壇-

総務文教委員会より、都市事例調査の結果について御報告申し上げます。

本委員会では、委員会の所管事項の調査として、石狩市及び千歳市で先進地事例調査を行ってまいりました。

なお、報告は考察のみを申し上げますので、詳しくは報告書を御一読願います。

考察として、石狩市の防災行政体制は、総務部総務課に危機管理担当セクションを置き、課長以下4名体制で業務に当たっていますが、自主防災組織の活動サポートなどの市民の防災意識の普及向上にかかわる自主的な活動は、市が出資して設立した一般財団法人石狩市防災まちづくり協会が担い、防災行政の役割分担ができていますように見てとれました。

また、防災まちづくり協会の主な職員は消防OBで構成され、防災に関する専門知識と業務遂行規範の高さで、自主防災組織の活性化及び市民の防災意識の醸成などの業務を遂行しており、これは一般行政職員にはできない業務であると同時に、市民目線で考えると、専門職員である協会職員は頼もしく、安心して自主防災活動などに参加できるのではないかと容易に想像することができます。幅広い防災行政推進に向け、行政職員と防災専門職員との組織としての業務分担及び専門職員の活用は、大いに参考になる取り組みであります。

次に、千歳市の考察です。

千歳市では、近年、自然災害が頻発する状況において、地方自治体の防災力強化のための地域防災マネージャー

制度は、国がその経費の半額を特別交付税措置して地方公共団体を支援する制度であり、防災の専門人材の知見とノウハウを地域で活用できる地域防災力を向上させる非常に有効な制度を取り入れています。

地域防災マネージャーの任務は、市民の防災意識の向上を促すための仕掛けのノウハウを提供することもさることながら、地域の関係機関との調整、連絡及び一般行政職員へのノウハウ、技術の伝達、伝承を確実に行うことができるかどうかポイントとなります。また、官民協働の防災対策づくりには、専門知識を持った地域防災マネージャー的な存在は不可欠であり、地域が認定する防災マスター制度も市民の防災意識向上には有効で、この防災マスターを中心に、防災マネージャーとともに自主防災組織の活性化に取り組むなどの官民協働の仕組みづくりが肝要です。その際には、防災は行政が行うものという概念を払拭し、自分の身は自分で守るという自助、共助、公助という考え方を根づかせる取り組みも重要です。

続きまして、調査第1号、防災行政についての調査の経緯と結果について御報告申し上げます。

本委員会では、国が平成27年に水防法を改定し、浸水想定区域を変更したことに伴い、本年6月の富良野市地域防災計画の改定とともに富良野市防災ガイドマップを改定し、全戸配布したことから、担当部局からの説明を受け、本市の現状の課題の把握に努め、都市事例調査をあわせて進めてまいりました。

また、昨年9月の胆振東部地震の際に起こったブラックアウトを経験し、近年頻発する自然災害を目の当たりにして、防災行政の新たな取り組みとして、災害対策本部の図上訓練時には北海道の協力を得て専門職員を派遣してもらい、訓練の見直しを行ったほか、北海道開発局の協力を得て、大雨体験や浸水体験等ができる体験会を開催するなど、市民の防災意識の醸成を図る新たな取り組みを進めているところであります。

これまでの議論から、以下の点について意見の一致を見た次第であります。

1点目は、市民の防災意識の醸成と啓発であります。

近年多発する自然災害により、市民の防災意識は高まっていると推察されますが、行政による市民への防災意識の醸成と啓発が不十分であると考えます。従来の定形型の避難訓練から、非常食の試食など体験型の防災訓練の導入や防災グッズの展示など、市民の防災意識を一層向上させるような具体的かつ積極的な防災訓練や体験会の開催をすべきであります。また、自助、共助、公助の考え方、自分の命は自分で守ることが何よりも大切であることを浸透させる必要があります。全ての地域に出向いて防災講座を開催し、過去に地域で起こった災害などの話をするにより、災害を身近に感じていただくな

どの工夫も必要であると考えます。

2点目は、市民や行政職員の防災人材の育成であります。

本年11月に予定されていた北海道地域防災マスター認定研修会は、地域の防災リーダーとなる人材を育成する事業であります。本市で開催する準備を進めていたことは大いに評価するものであります。引き続き、地域貢献などの意識の高い市民を募り、(仮称)防災リーダー会を設立し、行政の働きかけのみならず、市民の中から水平展開して地域の防災力の強化を図る取り組みも検討すべきであります。

本市の防災担当は総務課が兼任しており、災害が発生した場合、関係機関との調整など多岐にわたる業務を担うことから、現在の体制では対応にくれが生じる懸念があり、体制見直し、再検討が必要であると考えます。市民の生命、財産を守るとの観点から、退職自衛官や退職消防職員など防災の専門知識を有する人材として、地域防災マネージャー制度を導入し、自主防災組織の活性化の支援、アドバイス及び防災講演会、防災出前講座、職員のレベルアップやノウハウの伝授など、防災行政全般に専門知識を生かした対応を行うべきと考えます。

3点目は、防災教育の充実であります。

現在、各学校では、危機管理マニュアルを策定し、年2回の避難訓練を実施しており、地震や自然災害などの教育は社会科副読本などで行われていますが、頻発する自然災害を我が身の問題として捉えられる防災教育が必要です。子供のころから防災意識を醸成し、自助、共助、公助を理解させることは、将来の本市防災力の底上げにつながり、子供から大人への防災意識の向上の伝達にもつながると考えます。小学校では、来年度から学習指導要領が改訂になり、防災教育の授業が充実されるため、地域の防災の歴史など身近な事例などの情報収集と学習に取り組み、教員と学校、地域、教育委員会が連携して防災教育の一層の充実を願いたい。

また、先進事例として視察した千歳市の防災体験施設そなえーるは、充実した防災体験施設であり、体験学習などの場として活用を検討していただきたいと考えます。

以上をもちまして、総務文教委員会からの事務調査報告を終わります。

○議長(黒岩岳雄君) ただいまの報告2件に関し、御発言ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(黒岩岳雄君) ないようですので、以上で総務文教委員会の報告を終わります。

次に、調査第2号、男女共同参画の推進に向けた取り組みについて及び都市事例調査について。

市民福祉委員長本間敏行君。

○市民福祉委員長(本間敏行君) -登壇-

市民福祉委員会より、都市事例調査の結果について御報告申し上げます。

本委員会では、委員会の所管事項に関する調査として、札幌市及び苫小牧市で先進地事例調査を行ってまいりました。

なお、報告は考察のみを申し上げますので、詳しくは報告書を御一読願います。

考察として、札幌市では、第4次男女共同参画さっぽろプランで決定したものを、業務の円滑な遂行に向けて指定管理による業務委託を実施しており、指定管理者の取り組む姿勢とジェンダー主流化としての専門性が大変高く、スピーディーな課題解決型を目指し、市民の暮らしに密着した事業内容を展開していました。

また、SNSを活用した若年層(9ページで訂正)への取り組みとしてガールズ相談などの事業が活発で、女性の暴力被害、貧困への対策を整えること、女性リーダーの養成に力を入れることが印象的であり、女性活躍とジェンダー・イクオリティー(性別にとらわれないこと)を先進的に取り組まれていることは、高く評価できると思いました。

本市は10年前から男女共同参画推進計画を策定しておりますが、札幌市の推進状況を見ると、数段の違いを感じました。人口規模や予算の面を考えると同様な体制を確保することは難しいと思いますが、フェイスブックやLINEなどを活用していくことは、時代の流れとして必要な取り組みであると考えます。

また、札幌市パートナーシップ宣誓制度の導入にかかわってこられた当事者団体の方からお話を伺った際、「個人的な感情で私たちの生きる権利を奪わないでほしいのです。」と言われたことが非常に印象的で、日常生活における困り事の一つとして性別で分かれているトイレの使用を挙げられ、今後、多目的トイレの施設がふえていくことを望んでいると伺い、本市でも、性の多様性を尊重する方策の整備が必要になっていくと感じました。

今後の男女共同参画社会をさらに推進するためには、多様性を認め合いながら、男女がともに働きやすい社会を形成していくことが必要です。本市として、さらなる意識、理解の醸成のために、より継続的な啓発事業の取り組みと女性の就労・起業支援の必要性を強く感じたところです。

次に、苫小牧市の考察ですが、苫小牧市は、男女平等参画の推進として取り組まれており、平等という言葉への強い思いを感じました。特に、早期からの意識づけが大切という観点から、学校側にアクセスし、教育面での啓発に力を入れられ、男女平等推進計画の中に学校における男女平等教育の推進を盛り込み、文部科学省の学習指導要領に基づいた施策と苫小牧市独自の施策を推進しておりました。また、全中学校でデートDV防止の出前

授業を導入し、デートDVについて中学生が100%学べる体制を整備していることや、学校独自でLGBTに関する授業を実施しており、男女平等参画を人権問題として捉えている点で大いに参考になりました。

苫小牧市では、平成25年に男女平等参画都市宣言をされており、そのことが後の男女平等参画推進の施策を考える大きな契機となり、総合計画第6次基本計画の重要プロジェクトにも位置づけられたことから、本腰の構えて推進されていることが理解できました。

本市といたしましては、男女共同参画推進条例の制定には市民の深い理解が必要であることから、今後もさらなる研究を進めると同時に、市民のコミュニティーの場となり得る施設の整備も視野に入れる必要があると感じました。また、本市にも国際交流サロンを設けるなど、市民が国際的視野を持ってジェンダー平等を考える機会につなげていくことが大切であると感じたところです。

済みません、いままでのところでちょっと訂正させていただきます。

札幌市のところで、若年層と熟年層と発言しましたので、若年層と訂正していただきたいと思います。

続きまして、調査第2号、男女共同参画の推進に向けた取り組みについての調査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会では、平成31年4月に今後10年間の計画として策定された第2次富良野市男女共同参画推進計画について、担当部局からの説明を求め、本市の現状と課題、これまでの取り組み実績に関する聞き取りを行い、先進地や市内事業所における取り組みの現状について調査を進め、本市議会内での意識調査も行ってきたところであります。

本市においては、平成21年に第1次富良野市男女共同参画推進計画が策定され、本年より第2次計画がスタートしております。男女共同参画の推進に当たっては、官公庁や大企業の一部が努力をし、改善を図っていますが、市民意識の醸成が図られていない要因として、古くからの男女間の風土、慣習、教育的な背景が考えられ、男性側の意識を変えていく必要もあると考えます。

この問題の根底には、自己の無意識、無知、無関心から来る偏見もあり、このことが女性やLGBTなどが社会へ進出する際の大きな壁となっていると考えられます。周りに対して無意識、無知、無関心でも社会生活においては無関係ではいられないことから、偏見を取り除き、まずは理解すること、そして、家庭教育、学校教育、市民団体、日本で8割を占める中小企業への男女共同参画の啓蒙、啓発の浸透が重要であると感じたところです。

また、市内事業所における聞き取りでは、育児休業から職場復帰する際に感じる課題として、ゼロ歳児を受け入れる保育施設が不足している現状をお聞きし、行政の

果たす役割を強く感じました。

これまでの調査経過において、本委員会で感じた課題と今後の本市における男女共同参画の推進に向けた議論を重ねてきた中で、次の6点について意見の一致を見た次第です。

1点目に、日本のジェンダー・ギャップ（男女格差）指数は、世界149カ国中110位と低い水準であるという認識を持ち、男女共同参画社会の実現は人権問題として捉える必要がある。今後、市民に向けてより一層の男女共同参画の意識の醸成を図るため、毎年6月の男女共同参画週間、11月の女性に対する暴力をなくす運動の実施期間に合わせて啓発を行い、男女共同参画への理解を広く内外に示すことも効果的と考える。

今後の推進を強化するためには、行政がリーダーシップをとり、市の総合計画後期基本計画に掲げられている基本目標5の個別目標1にある推進施策、人権意識の高揚と男女共同参画の推進について、新たな成果指標の項目と目標値を設けることを検討されたい。

2点目に、男女共同参画は、国際社会における取り組みと密接に関係していることから、異文化交流、価値観の違い、多様性を知るための国際交流は欠かせないものであり、外国人観光客が多く訪れる本市においても、国際交流サロンなどを設け、国際交流の場、機会をふやす取り組みが望まれる。

3点目に、多様性（性的マイノリティー、男女の差など）を認め合いながら、女性の経済活動、社会進出を進めるためには、LGBTなどへの理解や啓発に取り組み、無意識、無知、無関心から来る偏見をなくし、性的マイノリティーの声にしっかりと耳を傾けていく環境の整備を進める必要がある。

4点目に、女性の活躍推進により、人口減少社会における働き手の確保を目指し、女性の就労・起業支援をすることが重要であるとともに、男性の家庭への進出も不可欠である。

女性への起業相談、リーダー研修、起業セミナー、男性向けの研修回数をふやして意見交換の場をつくるなど、地域で起業し、活躍する女性を支援することによって女性リーダーの人材育成につながれば、地域企業にとっても大きな財産を生み出すことにつながると考える。

5点目に、近年増加しているDV被害に対しては、今後もリーフレットを用いた啓発を行い、将来に向け、LINEによる相談の実施も検討されたい。また、人権擁護委員が富良野看護専門学校及び市内各高等学校へ出向いて実施されているデートDV予防教育は、効果的な取り組みと考える。SNSの普及などにより、今後は若年層からの予防教育が大切であるため、教育委員会と連携の上、市内各中学校での啓発事業の実施について検討されたい。

6点目に、子育て支援の充実、女性の背中を後押しする横断的な取り組みとして、ゼロ歳児の保育の受け入れ体制の整備と、男女共同参画に関連する事業の活動拠点となる施設の整備を行い、自発的な発想と行動力による相乗効果を図るべきと考える。

なお、都市事例調査報告及び事務調査報告の全文につきましては、市議会ホームページにも掲載いたしますので、後ほどごらんください。

以上、申し上げます、市民福祉委員会からの報告といたします。

○議長（黒岩岳雄君） ただいまの報告2件に関し、御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒岩岳雄君） ないようですので、以上で市民福祉委員会の報告を終わります。

次に、調査第3号、市道及び道路環境の整備について及び都市事例調査について。

経済建設委員長石上孝雄君。

○経済建設委員長（石上孝雄君） -登壇-

経済建設委員会より、調査第3号、市道及び道路環境の整備についての調査経過と結果を報告いたします。

委員会では、担当部局に資料の提出と説明を求め、本市の取り組みの現状と課題の把握に努めるとともに、先進地の事例調査を行ってまいりました。

市道や市道の周辺環境の整備は、市民生活や経済活動を行う基盤として必要不可欠であります。特に、全国的に多発している局地的な集中豪雨や自動車の暴走による死亡事故に対し、市民の命を守るための施策が急務となっております。

委員会では、今後の道路行政の推進について、路面や路盤の損傷が激しい路線の改良や修繕、集中豪雨に耐え得る排水路の整備や維持管理、少子・超高齢社会時代を見据えた安心・安全な歩道の整備の3項目に重点を絞って議論を深めてまいりました。

道路について、歩道について、排水路については、御一読を願います。

今後の道路行政の推進について。

道路、排水路、歩道の整備や維持管理については、これまでの調査を踏まえて委員会の中で議論してきた内容を次のとおりまとめました。今後の道路行政の運営に当たっては、以下の点に留意され、施策の推進に努められたい。

整備の基準と計画の必要性について。

整備推進に当たっては、前提として、富良野市単独の予算の中で道路整備を進めることは困難であり、市民の理解と協力を得ながら事業を進めなければならない。その際、道路整備の公平性を市民が実感するために、路面や路盤の損傷度合いや自動車の交通量、通学路指定の有

無、排水路の流量、歩道整備の必要性など、道路の整備や維持管理をしなければならないことを客観的に判断するための基準を設ける必要があると考えます。

この判断基準を設けることによって、客観的に整備や維持管理の優先順位を設定することができ、計画的な整備計画や修繕計画を立てることができます。さらには、人事異動によって担当する職員がかわったとしても、同じ基準で道路の状況を判断することができ、一貫した整備に対する考え方を持つことにもつながります。また、整備計画と修繕計画の策定によって、年度ごとに安定した事業費の確保や、国が設定した財源や有利な地方債を活用した整備が期待できることから、将来的な富良野市の財政負担を軽減するためにも長期的な展望を持った整備計画と修繕計画の策定を急がれたい。

小破への対応。

路面の損傷が軽いものへの対応について、市民から情報を受けてから行政で対応するまでに要する時間の長さについては、これまでも市民から多数の御意見が寄せられている。損傷が大きくなる前に対処し、新たな支出を抑えるためにも、市民の情報提供の方法を再確認し、迅速な対応に努められたい。

歩道の整備。

歩道は、両側で整備することが通例となっているが、市街地においては道路の幅員を確保することが難しく、狭隘な歩道が設置されている路線がある。さらには、公共施設の周辺に位置している路線や通学路に指定されている路線で歩道が設置されていない箇所が散見される。歩行者が安心して歩行できる安全な環境を早急に確保するために、両側を整備することにこだわらず、片側でも整備するなどの柔軟な対応によって歩行者の安全確保を図り、今後の道路行政の運営に当たって施策の推進に努められたい。

続けて、都市事例調査報告をいたします。

各都市の考察を朗読いたします。

概要から内容までは、御一読、またはホームページをごらんいただきたいと思います。

根室市。

市道整備の優先順位を定める評価基準の公表によって、行政側にとっても市民側にとっても客観的な指標として相互理解が深められることや、少ない職員体制でも業務量の削減が期待できることなど、公表による利点は多岐にわたり、一貫性を持って進めることにつながる有利な施策である。

本市の市道整備は、地元の要望が基本となり、その都度、課題の抽出と対策、市民との合意形成に努めているが、優先順位のつけ方が難しいことから、市独自の客観的な評価基準を設けて、路線を数値によって評価する方法は有効だと考える。

本市においても、評価基準の策定と公表を早急に進め、道路整備について市民に広く周知を行い、業務効率を向上させながら、透明性の高い整備を推進するための一助とされたい。

釧路町。

釧路町では、国の今後の動きを把握し、適切に維持管理する体制を整え、道路舗装長寿命化計画を策定し、国の交付金や交付税措置のある公共施設等適正管理推進事業債などを適切に活用した長期的な整備を推進しようとしている。

本市においては、新規事業も重要な課題ではあるが、道路舗装の劣化に伴う修繕や更新、長寿命化といった維持管理が喫緊の課題になっている。長期的な視野に立つて根拠となる計画を策定し、道路インフラの状況を複合的に把握するとともに、計画に基づいた効率的で有効な事業推進とコスト削減を図りながら、事業に応じて適切な財源を確保することを検討していく必要がある。

また、釧路町における塀の点検では、大阪北部地震後、すぐに対応していたことから、まずは即時に対応することができるように部署間の連絡体制を整えることから始め、継続的な取り組みへ移行する推進体制を確立していくことが大切であると感じた。

芦別市。

芦別市では、事業年度の集中や財政負担の増大を避けるため、予防保全の考え方で長期的な修繕計画を策定し、取り組むことによって、今後予想されるコストの縮減とメンテナンスサイクルの確立と事業の見える化を実行している。また、それぞれの年度でベストな状態で計画をつくり、その都度見直しをするなど、柔軟な対応が可能となっている。

本市においても、道路整備の考え方や方向性を整備し、長期的な修繕計画を策定することにより、トータルコストの削減と平準化が必要だと感じた。計画策定の効果として、職員の負担軽減と業務効率向上、安定的な財源確保、市民理解の促進につながることから、ぜひ取り入れていただきたいと思います。

軽微な修繕については、修繕が必要とされる箇所が見られた場合、損傷が小さいうちに迅速な初期対応をすることによって、コストもかからずに市民の安心・安全につながると思う。

また、予算の平準化は、道路の維持や整備を請け負う事業者にとっても業務計画を立てやすくすることにもつながります。夏も冬も道路管理協同組合に委託していることは、運用面の合理性、効率性（11ページで訂正）が担保されることから参考にと考えてみます。

以上、申し上げて、経済建設委員会よりの報告といたします。

○議長（黒岩岳雄君） ただいまの報告2件に関し、御

発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒岩岳雄君） ないようですので、以上で経済建設委員会の報告を終わり、所管事項に関する委員会報告及び都市事例調査報告を終了いたします。

ここで、5分間休憩いたします。

午前11時07分 休憩

午前11時12分 開議

○議長（黒岩岳雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩前の議事を続行いたします。

ただいま、経済建設委員長より、発言の一部訂正の申し出がございましたので、許可いたします。

経済建設委員長石上孝雄君。

○経済建設委員長（石上孝雄君） -登壇-

先ほど、都市事例調査のほうの芦別市の考察の最終文言の中で、運用面の合理化、効率化と申し上げましたが、運用面の合理性、それから効率性に訂正してください。

大変申しわけございませんでした。

日程第6 議員の派遣に関する報告

○議長（黒岩岳雄君） 日程第6、議員の派遣に関する報告を議題といたします。

本件について報告を求めます。

17番後藤英知夫君。

○17番（後藤英知夫君） -登壇-

派遣議員を代表いたしまして、議員の派遣に関する報告をさせていただきます。

一つ目は、富良野沿線議長会議員研修会についてです。令和元年10月11日、占冠村コミュニティプラザにおいて開催されました富良野沿線議長会議員研修会へ富良野市議会議員16名で参加してまいりました。

「人口減少時代の地方議会の役割」と題し、株式会社ローカルファースト研究所代表取締役の関幸子氏より、人口減少・少子高齢社会を迎え、地方創生を通してこれからの課題に立ち向かっていく中で、時代の変化を捉え、これまでの考え方を打ち破りながら、地方議会が果たす役割について講演を受けました。

今後の議会が果たす役割として、急激に変化する社会や制度に関心を持って、議員みずからが条例案を提出するなど新しい政策を提案することや、行政とともにまちづくりを行い、スピード感を持った意思決定を行うことが大事であり、そのためにも、いままでの考え方にとらわれない新しい発想で議会運営に臨み、人口構造に応じた政策が必要であると感じたところです。

早急に取り組むべきこととして、土地の登記を明確にして未利用地の利活用を図ること、意欲的な人材の確保と育成を行い、人に投資を行うこと、住民の意識改革を働きかけることが必要との提言があり、第2期地方創生総合戦略に向けて、いま一度、議会の役割を考える貴重な機会となりました。

二つ目は、道北支部議長会議員研修会についてです。

令和元年10月29日、美瑛町市民センターにおいて開催されました道北支部議長会議員研修会へ富良野市議会議員15名で参加してまいりました。

「障がい者の就労と高い作業工賃確保を目指して」と題し、社会福祉法人江差福祉会理事長の樋口英俊氏より、社会福祉法人を運営する立場から、ノーマライゼーションの実践と、福祉とは人間としての幸せを得ることとの考えを中心に置き、各種事業に取り組まれている経緯について講演を受けました。

地域人口の約10%が法人の関係者であり、働く、遊ぶ、暮らすの三つを法人運営の理念としながら、それぞれの障がいの特性を生かした就労支援事業に取り組み、授産事業の主力である災害用備蓄食品等の製造により、労働の対価を高く設定し、徒労に終わらせない就労支援を行われております。障がい者が社会で活躍し、皆が幸せになることを念頭に置き、グループホームに職員が同居しながら、地域とともに障がい者の生活支援に取り組まれている様子がありました。

また、北海道大学客員教授であるジャーナリストの久田徳二氏からは、「グローバル化の新時代」と題し、TPPによる北海道農業への影響や食の安全性について講演を受けました。

ジャーナリストの視点から、現在、日本の農業が置かれている環境や貿易協定によって受ける影響について触れながら、北海道に住む私たちの健康と暮らしを守るためには、安全・安心な食品の生産と地産地消、労働力と地域社会の担い手を確保し、地域と自国を大事にすることと話され、本市においても基幹産業である農業をしっかり守っていく大切さを強く感じたところでございます。

三つ目は、議会報告会についてです。

令和元年10月22日より11月25日まで、市内15会場において議会報告会を開催いたしました。

全議員18名が6名ずつ3班に分かれ、議会の現状と活動、各委員会の状況、直近の定例会について報告し、その後、地域住民との意見交換を行いました。

議会報告会の開催結果の詳細につきましては、今後、市議会ホームページに掲載する予定であります。

以上、議員の派遣に関する報告を終わります。

○議長（黒岩岳雄君） ただいまの報告に関し、御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒岩岳雄君） ないようですので、以上で議員の派遣に関する報告を終わります。

日程第7 議員の派遣に関する報告

○議長（黒岩岳雄君） 日程第7、議員の派遣に関する報告を議題といたします。

本件に関し、道外各都市の行政事例調査の結果について報告を求めます。

17番後藤英知夫君。

○17番（後藤英知夫君） -登壇-

令和元年第3回定例会において許可を得ました富良野令和の会の行政事例調査について、取り組み事例、考察の一部をもちまして御報告申し上げます。

1件目は、石川県加賀市のRPAの取り組みについて、また、議会改革の取り組みについてであります。

最初に、RPAの取り組みについて報告いたします。

RPAとは、一連の定型的な作業に対して、人間同様の作業ができるようにした業務自動化の技術であり、第3次加賀市行政改革大綱では、将来を見据えた中で、質の高い行政サービスの提供と業務の効率化の一つとして、IT技術を活用した取り組みがあります。平成29年度よりRPAを試験導入し、平成30年度には4業務でRPA化し、全庁的な推進体制を整えています。

本市においても、今後、人口減少が進み、自治体の人員確保が難しくなることが予測され、RPA化ができる業務を洗い出し、職員の理解促進などとともに、全庁的な導入の検討を計画的に進めていく必要があると考えます。また、効果の見込まれる作業をRPA化することで効率化と事務精度の向上が可能となり、政策的業務、そして接遇の向上といった市民ニーズに応える業務に職員の力を注ぐことを可能とし、働き方改革にも寄与すると考えます。導入に当たっては、内部の人材育成が重要となり、導入効果の最大化をいかにして成し遂げるか、高い視座で取り組むことが肝要であると考えます。

次に、議会改革の取り組みについてであります。加賀市議会では、平成23年度に施行された議会基本条例の中で、市民が参加する議会とされており、小学生議会、中学生議会、高校生議会や高校生との意見交換会などを開催し、小・中学校を対象に議会おでかけ教室、小・中学生の議会傍聴などを行っています。議会だよりモニター制度を取り入れ、議会だよりの紙面が見やすくなっただけでなく、モニターとなった市民を初め、多くの市民が議会に興味を持つきっかけとなったとのことでもあります。

本市議会における議会改革において、開かれた議会の実現に向け、加賀市議会の事例は大いに参考にすべきで

あると感じたところです。子ども議会や意見交換会は、主権者教育として担い手育成にもつながるものと考えられ、議会モニター制度は、市政や議会に対する市民の理解促進や満足度向上が期待されることから、本市議会においても導入に向けた議論が必要であると考えます。

2件目は、長野県白馬村の白馬村観光地経営計画の取り組みについてです。

白馬村観光地経営計画は、近年の外国人観光客の増加に伴い、減少しつつあった観光客数が回復基調に傾き、旧来の観光政策を見直し、観光産業の再生を図るために策定に至っています。平成28年度より10カ年の計画とされており、期間中でも、進捗状況や社会情勢の変化に合わせて、適時見直しできる体制をとっていることが特徴でもあります。

さまざまなマーケティング調査、アンケート調査が行われ、客観的な数値データによる現況の把握と成果の評価、検証に取り組むとされ、PDCAを機能させることを特に重要としています。また、外国人観光客との良好な関係を構築するための条例制定や、人材育成の一環としての白馬高校国際観光科の取り組みも特色あるものとなっています。

計画策定時には住民との合意形成を大切にしてきた一方、事業推進に当たり、住民参加を促す行動計画の実践に課題を感じる場所があり、本市の新たな観光推進計画であるFURANO VISION 2030の事業推進に当たり、住民参加や住民合意を促すための行動計画、実施計画の策定が重要と考えられます。

今後、さらに外国人観光客の増加が予想されますが、その際に起こり得るオーバーツーリズム、観光公害対策の一つとして、マナー条例の制定は、ルールの明確化という点では全ての人に理解しやすいと考えます。

本市の課題でもある観光に関する人材確保においては、白馬高校の取り組みも参考になると感じたところです。

次に、新潟県小千谷市の中越地震の教訓を生かした防災行政についてであります。

小千谷市では、平成16年に発生した中越地震の経験を教訓に、震災が起こってから各事項を時系列で整理し、分野ごとに事象と反省、問題点を検証し、現在の防災対策に反映しています。

被災直後は、情報の伝達・取得手段が大きな課題として挙げられたことから、緊急告知ラジオを全世帯、全事業所に配置し、孤立のおそれがある地域には、衛星携帯電話を設置しています。各自治会で組織する自主防災組織は、全地区で組織されており、物品購入や防災訓練などに補助も行ってきます。また、多くの業界団体、自治体と防災協定を結んでおり、命を守るための主体的な行動力の育成を目指した防災教育も行われています。被災経験のある自治体の事例を調査し、防災対策の重要性を

再認識するとともに、本市と比べ、行政だけでなく、市民の防災に対する備えや意識の高さがうかがえました。

本市において防災対策を行っていく上で、危機管理対策を専門で行う体制や、防災の知識、経験のある人材の確保が必要であると考えます。また、災害時は近隣自治体も同時に被災していることが考えられ、災害時における相互応援に関する協定など、広域支援の取り組みも進めるべきであります。中山間地域が孤立した場合を想定した対策も必要であり、地域の主体的な共助を実現するため、自主防災組織の結成促進を図っていくべきと考えます。

4件目は、新潟県見附市のスマートウェルネスみつけの取り組みについてです。

平成21年にSmart Wellness City首長研究会が発足し、超高齢・人口減社会によって生じるさまざまな社会問題を自治体みずから克服するため、健幸をこれからのまちづくりの基本に据えた政策を連携しながら実行し、持続可能な新しい都市モデル、Smart Wellness Cityの構築を目指すとし、この研究会の発起人であり、会長が見附市長で、この理念のもと、政策に反映させたのがスマートウェルネスみつけであります。

健幸都市実現に向け、市政全体の施策が体系的に組み込まれていて、健幸と地域再生を組み合わせた地域創生を目指しています。見附市第5次総合計画の中でも基本目標や重点プロジェクトを横断的に取り組み、まちの将来像に掲げている「スマートウェルネスみつけ～住んでいるだけで健康で幸せになれるまち」につなげています。発足時は7県9市でスタートしたSWC首長研究会が現在では41都道府県99自治体が参加しており、超高齢・人口減少社会が現実のものとなり、健幸というコンセプトが時代の要請であることを意味していると感じました。

見附市においては、強いリーダーシップのもとに、まちづくりの全ての政策、計画がスマートウェルネスみつけと連動する政策体系が確立されていて、本市においても大変参考になる事例であり、さらなる研究が必要であると考えます。

以上、行政事例調査報告とさせていただきます。

詳細につきましては、報告書を御一読いただきますようお願い申し上げます。

○議長（黒岩岳雄君） ただいまの報告に関し、御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒岩岳雄君） ないようですので、以上で議員の派遣に関する報告を終わります。

日程第8 監査委員報告

○議長（黒岩岳雄君） 日程第8、監査委員報告を議題

といたします。

報告は、例月出納検査結果報告、令和元年度8月分から10月分、3件であります。

本報告3件に関し、御発言ございませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(黒岩岳雄君) ないようですので、以上で本報告を終わります。

日程第9

諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長(黒岩岳雄君) 日程第9、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長北猛俊君。

○市長(北猛俊君) -登壇-

諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦について御説明申し上げます。

本市の人権擁護委員藤原良一氏は、令和2年3月31日をもって任期満了となりますので、その後任といたしまして、上用眞一郎氏を人権擁護委員候補者として推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものでございます。

なお、上用眞一郎氏の経歴につきましては、別紙のとおりでございます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げまして、説明とさせていただきます。

○議長(黒岩岳雄君) 本件について御発言ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(黒岩岳雄君) ないようですので、お諮りいたします。

本件について、推薦することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(黒岩岳雄君) 御異議なしと認めます。

よって、本件は、適任と認めることに決しました。

日程第10

議案第13号 富良野市固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長(黒岩岳雄君) 日程第10、議案第13号、富良野市固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長北猛俊君。

○市長(北猛俊君) -登壇-

議案第13号、富良野市固定資産評価審査委員会委員の選任について御説明申し上げます。

富良野市固定資産評価審査委員会委員藤田恵士氏は、令和2年3月8日をもって任期満了となりますので、同氏を引き続き同委員に選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

なお、藤田恵士氏の経歴につきましては、別紙のとおりでございます。

以上、よろしく御審議のほど、お願いいたします。

○議長(黒岩岳雄君) 本件について御発言ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(黒岩岳雄君) ないようですので、お諮りいたします。

本件選任について、同意することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(黒岩岳雄君) 御異議なしと認めます。

よって、本件は、選任に同意することに決しました。

日程第11

議案第14号 富良野市固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長(黒岩岳雄君) 日程第11、議案第14号、富良野市固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長北猛俊君。

○市長(北猛俊君) -登壇-

議案第14号、富良野市固定資産評価審査委員会委員の選任について御説明申し上げます。

富良野市固定資産評価審査委員会委員東海林孝司氏は、令和2年3月31日をもって任期満了となりますので、同氏を引き続き同委員に選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

なお、東海林孝司氏の経歴につきましては、別紙のとおりでございます。

以上、よろしく御審議のほど、お願いいたします。

○議長(黒岩岳雄君) 本件について御発言ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(黒岩岳雄君) ないようですので、お諮りいたします。

本件選任について、同意することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(黒岩岳雄君) 御異議なしと認めます。

よって、本件は、選任に同意することに決しました。

日程第12

議案第1号から議案第12号(提案説明)

○議長(黒岩岳雄君) 日程第12、議案第1号から議案第12号まで、12件を一括して議題といたします。

順次、提案者の説明を求めます。

副市長石井隆君。

○副市長(石井隆君) -登壇-

議案第1号、令和元年度富良野市一般会計補正予算について御説明申し上げます。

このたび提案いたしました富良野市一般会計補正予算第6号は、歳入歳出それぞれ1,093万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を128億7,385万8,000円にしようとするものと、繰越明許費1件、債務負担行為の補正で追加7件、地方債の補正で変更1件でございます。

以下、その概要について、歳出から御説明申し上げます。

22ページ、23ページでございます。

2款総務費は、1項総務管理費で、寄附金を次年度以降の事業へ活用するため積み立てる地域振興基金積立金、生活交通路線維持対策事業費の広域生活交通路線維持対策路線維持費補助金、市生活交通路線維持対策路線維持費補助金、テレビ中継局維持管理費の東山中継局設備整備に要する施設修繕料、西達布つつじ地区テレビ共同組合への加入者の引き込み工事費に対する自主共聴施設デジタル整備事業費補助金、生活保護システム及び戸籍システムの修正に係る住民情報システム修正委託料、自治体クラウド移行に伴う住民情報システム保守委託料、台風19号災害を受けた栃木県佐野市及び福島県本宮市に対する支援特別負担金として全国へそのまち協議会負担金、地域防災事業費の冬期訓練視察等に要する普通旅費、特定防衛施設周辺整備調整交付金を活用し、施工を行う扇山小学校の非常時外部電力接続設備設置工事費、防災資機材の器具購入費の追加、負担金確定による富良野広域連合負担金、事業費確定による普通財産管理経費の用地測量委託料、地域防災事業費の非常時外部電力接続設備設計委託料、体育施設管理費の屋外水泳プール管理監視委託料、実施設計結果による防災放送設備整備工事費の減額、3項戸籍住民登録費で、社会保障・税番号制度カード交付事業費に要する臨時事務員賃金、社会保障・税番号制度カード交付事業費交付金の追加、差し引きいたしまして1,830万9,000円の減額でございます。

3款民生費は、1項社会福祉費で、国費の過年度精算による特別児童扶養手当事務委託金精算返還金、医療費

の増に伴う子ども医療費、過年度精算による自立支援給付事業費の障害者自立支援給付費国庫負担金精算返還金、自立支援医療費支給事業費の障害者自立支援給付費国庫負担金精算返還金、障害者自立支援給付費国庫負担金精算返還金、補装具費支給事業費の障害者自立支援給付費国庫負担金精算返還金、地域生活支援事業費の利用者単価及び件数増による移動支援事業委託料、過年度精算による地域生活支援事業費国庫補助金精算返還金の追加、負担金確定に伴う後期高齢者医療療養給付費負担金の減額、2項児童福祉費で、過年度精算による児童手当支給事業費の児童手当国庫負担金精算返還金、児童手当道負担金精算返還金の追加、見込みの対象者減による児童扶養手当支給費の減額、子ども子育て支援費での幼児教育・保育の無償化事業費の財源振替、差し引きいたしまして2,194万円の減額でございます。

4款衛生費は、1項保健衛生費(19ページで訂正)で、固形燃料ボイラー熱供給設備使用事業費のハイランドふらの暖房用燃料及び光熱水費の追加、事業費確定による文具・消耗器材及び印刷代、ボイラー保守点検委託料、各種分析委託料、ボイラー運転管理業務委託料の減額、差し引きいたしまして557万5,000円の追加でございます。

5款労働費は、1項労働諸費で、北海道移住支援事業に賛同し、新たに設けるU I Jターン新規就業支援事業補助金で、60万円の追加でございます。

6款農林業費は、1項農業費で、ハウス自動換気装置の導入に対する産地パワーアップ事業費補助金、保証料確定等に伴う(債)農業経営維持資金利子等助成金、追加要望に対応する農業用ハウス強靱化緊急対策事業費補助金、ハイランドふらのの設備を整備する農村環境改善センター運営管理費の施設修繕料の追加、2項林業費で、事業量の増による民有林育成推進事業補助金、駆除頭数の増による有害鳥獣駆除事業交付金の追加、合わせて2,007万2,000円の追加でございます。

7款商工費は、1項商工費で、道交付金の追加決定に伴う消費生活センター・女性センター運営管理事業費の消費者行政活性化に要する文具・消耗器材及び印刷代、器具購入費、39万5,000円の追加でございます。

8款土木費は、2項道路橋梁費で、除雪対策事業費の臨時作業員賃金、燃料及び光熱水費の追加と財源振替、3項河川費で、道委託金の確定による樋門・樋管操作管理費に要する文具・消耗器材及び印刷代の追加、合わせて252万5,000円の追加でございます。

9款教育費は、1項教育総務費で、「子どもと親の相談員」活用事業費の委員費用弁償及び旅費の追加、事業費確定による学校施設長寿命化計画策定委託料の減額、差し引きいたしまして21万5,000円の減額でございます。

11款給与費は、1項給与費で、支給対象者の増による児童手当の追加と財源振替、36万5,000円の追加ござい

ます。

次に、歳入について御説明申し上げます。

戻りまして、14ページ、15ページでございます。

1款市税は、2項固定資産税で、家屋、償却資産の追加、4項たばこ税で、現年課税分の減額、差し引きいたしまして1,535万6,000円の追加でございます。

15款国庫支出金は、1項国庫負担金で、児童扶養手当支給費負担金の減額、2項国庫補助金で、社会保障・税番号制度カード交付事務費補助金、社会保障・税番号制度カード交付事業費補助金、生活保護適正実施推進事業補助金、特定防衛施設周辺整備調整交付金の追加、民放ラジオ難聴解消支援事業補助金、子ども子育て支援事業費補助金、雪寒指定路線除排雪事業交付金の減額、3項委託金で、自衛官募集事務委託金の減額、差し引きいたしまして3,659万7,000円の減額でございます。

16款道支出金は、1項道負担金で、権限移譲事務交付金の減額、2項道補助金で、子ども子育て支援事業費補助金、乳幼児医療費助成事業補助金、産地パワーアップ事業費補助金、農業用ハウス強靱化緊急対策事業費補助金、未来につながる森づくり推進事業補助金、消費者行政活性化交付金、移住支援金交付事業費補助金の追加、3項委託金で、樋門・樋管操作管理委託金、駅前広場除排雪業務委託金の追加、差し引きいたしまして3,592万7,000円の追加でございます。

18款寄附金は、1項寄附金で、総務費寄附金1,000万円の追加でございます。

19款繰入金は、1項基金繰入金で、農業推進事業基金繰入金50万1,000円の追加でございます。

21款諸収入は、5項雑入で、北海道市町村振興協会設立40周年記念特別支援事業交付金の追加、備荒資金組合交付金の減額、差し引きいたしまして2,691万9,000円の減額でございます。

22款市債は、1項市債で、防災放送設備整備事業債920万円の減額でございます。

戻りまして、6ページ、7ページでございます。

第2条繰越明許費は、第2表繰越明許費に記載のとおり、防災放送設備整備事業で、電波法等関係法令に定める手続に時間を要するため、記載の金額を限度として翌年度に繰り越すものでございます。

第3条債務負担行為の補正は、第3表債務負担行為補正に記載のとおり、令和元年度島ノ下地区コミュニティー運行事業費、令和元年度山部地区コミュニティー運行事業費につきましては、令和2年度乗り合い事業の認可を取得するに当たり、契約手続を本年度中に行うことが必要なため、令和元年度住民情報システム保守委託料、令和元年度住民情報システムクラウド利用料、令和元年度一般廃棄物収集運搬業務委託料につきましては、令和2年4月1日から業務を実施する上で、本年度中に

契約事務を進めるため、令和元年度富良野市スポーツ施設指定管理料、令和元年度富良野市中心街活性化センター指定管理料につきましては、公の施設の指定管理者制度に基づく協定締結に当たり、記載の期間及び限度額により債務負担行為を定めるために追加するものでございます。

第4条地方債の補正は、第4表地方債補正に記載のとおり、防災放送設備整備事業費で、事業費の調整による起債額の変更でございます。

以上、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議案第2号、令和元年度富良野市国民健康保険特別会計補正予算について御説明申し上げます。

このたび提案いたしました富良野市国民健康保険特別会計補正予算第3号は、歳入歳出それぞれ4,000万円を追加し、歳入歳出予算の総額を26億964万4,000円にしようとするものでございます。

以下、その概要について、歳出から御説明申し上げます。

6ページ、7ページの下段でございます。

2款保険給付費は、1項保険給付費2目高額療養費で、一般被保険者高額療養費4,000万円の追加でございます。

次に、歳入について御説明申し上げます。

同じく、6ページ、7ページの上段でございます。

3款道支出金は、1項道補助金1目保険給付費等交付金で、普通交付金4,000万円の追加でございます。

以上、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議案第3号、令和元年度富良野市水道事業会計補正予算について御説明申し上げます。

このたび提案いたしました富良野市水道事業会計補正予算第1号は、債務負担行為の設定2件でございます。

以下、その概要について御説明申し上げます。

第2条債務負担行為の補正は、令和元年度水源送水場管理委託料及び令和元年度検針及び集金業務委託料について、令和2年4月1日から業務を実施する上で、令和元年度中に契約事務を進めるため、記載の期間及び限度額を定めるものでございます。

以上、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議案第4号、令和元年度富良野市ワイン事業会計補正予算について御説明申し上げます。

このたび提案いたしました富良野市ワイン事業会計補正予算第2号は、収益的収入及び支出にそれぞれ3,000万円を追加し、収入予定額を3億8,630万円、支出予定額を3億8,600万円としようとするものでございます。

以下、その概要について、収益的支出から御説明申し上げます。

6ページ、7ページでございます。

1款ワイン事業費用は、2項営業費用2目製品生産費で、製品原価の増により、製品費3,000万円の追加でござ

います。

次に、収益的収入について御説明申し上げます。

戻りまして、4ページ、5ページでございます。

1款ワイン事業収益は、1項営業収益1目製品販売収益で、販売本数の増により、ワイン販売収益3,000万円の追加でございます。

以上、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議案第5号、富良野市議会の議決すべき事件を定める条例の一部改正について御説明申し上げます。

本件は、平成23年5月に地方自治法の一部が改正され、総合計画における基本構想の策定については法的な義務がなくなり、策定及び議会の議決を経るかどうかの判断は、市町村に委ねられることになったところであり、

総合計画における基本構想は、市の総合的かつ計画的な行政運営の指針とするものであり、市民に対するまちづくりの長期的な展望を示すものであることから、これまで同様、策定及び議会議決は必要かつ重要なことから、条例の一部を改正し、議決案件としようとするものでございます。

以下、その内容について御説明申し上げます。

第2条は、市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想の策定、変更または廃止に関することについて、議会の議決事件に追加しようとするものでございます。

条例の施行日は、公布の日からとしようとするものでございます。

以上、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議案第6号、富良野市総合戦略有識者会議設置条例の一部改正について御説明申し上げます。

本件は、現行の富良野市総合計画が令和2年度で終了することに伴い、現在、令和3年度からスタートする新しい富良野市総合計画の策定に着手しているところでありますが、あわせて、まち・ひと・しごと創生法に基づく富良野市まち・ひと・しごと創生総合戦略の見直しも実施することとしていることから、総合計画と総合戦略を一体的に進めるため、富良野市総合戦略有識者会議設置条例の一部を改正しようとするものでございます。

以下、その内容について御説明申し上げます。

題名、第1条及び第2条は、総合計画に関する事項を追加するための文言整理でございます。

第4条は、委員の任期を5年から2年に変更しようとするものでございます。

条例の施行日は、令和2年4月1日からとしようとするものでございます。

また、任期の特例として、この条例による改正前の富良野市総合戦略有識者会議設置条例に基づき委嘱しております現在の委員の任期は令和2年3月31日までとし、準備行為として、この条例の施行前においても、この条

例による改正後の委員の委嘱に関して必要な行為を行うことができるものとするものでございます。

以上、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議案第7号、富良野市印鑑条例の一部改正について御説明申し上げます。

本件は、令和元年11月19日付で成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う印鑑登録証明事務処理要領の改正が通知されたことにより、関係条文を改正しようとするものでございます。

以下、その内容について、条を追って御説明申し上げます。

第2条は、略称規定の追加と成年被後見人の権利制限が見直されたことによる文言の整理でございます。

第5条及び第6条は、事務取り扱い手続を明確にするものでございます。

第11条は、略称規定の整理と成年被後見人に係る規定を改めるものでございます。

条例の施行日は、公布の日からとしようとするものでございます。

以上、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議案第8号、富良野看護専門学校条例の一部改正について御説明申し上げます。

本件は、大学等における修学の支援に関する法律の施行に伴い、授業料及び入学金を減免する高等教育の無償化が定められ、この法律の適用を受ける施設として富良野看護専門学校が認定を受けたことから、授業料及び入学金の減免について、条例の該当する条文の改正をしようとするものでございます。

以下、その内容について、条を追って御説明申し上げます。

第4条は、入学料の減免に伴う文言の整理と、減免対象となった者の既に納付された入学料の還付を可能とするための規定の追加でございます。

第5条は、これまでの授業料の減免に加え、入学料の減免を追加しようとするものでございます。

条例の施行日は、令和2年4月1日からとし、令和2年度以降の年度分の入学料等から適用し、令和元年度までの入学料等は、従前の例によることとしようとするものでございます。また、入学手続が条例の施行日前から開始となることから、改正後の手続を施行前においてもできるようにしようとするものでございます。

以上、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議案第9号、富良野市企業振興促進条例の一部改正について御説明申し上げます。

本件は、産業の振興を目的に、市内に工場及び指定施設を新設または増設して新たに従業員を雇用する事業者に対し、補助を行っておりますが、昨今における企業立

地の動向や雇用情勢の変化を踏まえ、対象となる施設区分や雇用要件を改めようとするものでございます。

以下、その内容につきまして、条を追って御説明申し上げます。

第1条は、補助対象施設を工場及び指定施設から事業所等としようとするものでございます。

第2条は、工場を事業所に改め、事務所、店舗、倉庫、福利厚生施設等、その業種に関連する施設を対象にするものと、指定施設を観光施設に改め、具体的な施設については規則において定めようとするものでございます。

また、補助金交付の基準年度を、事業所の操業開始以後、固定資産税が賦課されることになった年度、または、企業が新たに従業員を雇用し、その雇用が1年を超えて継続していることを確認した年度のいずれか遅い年度にしようとするものでございます。

第3条は、補助対象となる土地を取得の日の翌日から起算して1年以内に建物の建設に着手した場合に限るものとしようとするもの及び文言整理でございます。

第4条は、企業が新たに市外より転入した者や家族を有する従業員を雇用した場合に補助金額を増額するものとして、規則に定めようとするものでございます。

第5条は、文言の整理でございます。

第6条は、補助対象事業者の地位の承継について、市長の承認を受けるものとしようとするものでございます。

第7条は、文言の整理でございます。

条例の施行日は、令和2年4月1日からとし、施行日前に補助指定の申請を行い、指定を受けた者は、なお従前の例によることとするものでございます。

以上、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議案第10号、富良野市住宅改修促進助成条例の一部改正について御説明申し上げます。

本件は、平成21年から実施しております住宅改修促進助成事業の助成対象を拡大しようとするもので、住宅の改修工事及び耐震改修工事に加え、多世代の同居を目的とした住宅の新築及び住宅の購入を対象とし、あわせて、補助額の見直しをしようとするものでございます。

以下、その内容について、条を追って御説明申し上げます。

題名は、新たに住宅取得を追加することから、富良野市住宅改修等促進助成条例とするものでございます。

第1条は、多世代の同居による、生活環境の向上、定住の促進を目的とした住宅取得及び改修に対する助成を追加しようとするものでございます。

第2条は、住宅取得及び多世代同居に関する定義を追加しようとするものでございます。

第3条から第5条は、補助対象となる住宅取得に関する規定を追加しようとするものでございます。

第6条は、多世代同居を目的とした住宅取得及び改修

に対する補助金額の追加と、現行の改修工事に対する補助金額の変更をしようとするものでございます。

第8条は、文言の整理でございます。

第9条は、定義規定の整理でございます。

第11条は、補助金の交付申請の期間について整理するものでございます。

第13条は、文言の整理でございます。

第14条は、補助事業の着手の届け出を簡略化し、解体工事を除く耐震改修工事のみにしようとするものでございます。

第17条は、補助事業の完了検査について、工事の伴わない住宅取得は実地検査が不要であることから、必要に応じて実地検査を行うこととするものでございます。

附則第2項の改正は、条例の失効日を令和7年3月31日まで延長しようとするものでございます。

条例の施行日は、令和2年4月1日からとし、附則の改正については、公布の日からしようとするものでございます。

また、経過措置として、令和2年4月1日前の住宅改修等については、なお従前の例によることとするものでございます。

以上、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議案第11号、指定管理者の指定について御説明申し上げます。

本件は、富良野スポーツセンター条例第3条及び富良野市屋外スポーツ施設設置条例第3条の規定に基づき、各条例第4条に規定する業務を指定管理者に行わせようとするもので、富良野スポーツセンター及び富良野市屋外スポーツ施設の指定管理予定者として、特定非営利活動法人ふらの体育協会を選定いたしましたので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

指定する期間は、令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間としようとするものでございます。

なお、指定管理者予定者として選定に至る経過を別紙資料として配付してございますので、参考としていただきたいと存じます。

以上、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議案第12号、指定管理者の指定について御説明申し上げます。

本件は、富良野市中心街活性化センター設置条例第5条の規定に基づき、第6条に規定する業務を指定管理者に行わせようとするもので、富良野市中心街活性化センターの指定管理予定者として、ふらのまちづくり株式会社を選定いたしましたので、当該施設の指定管理者として指定いたしたく、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

指定期間は、令和2年4月1日から令和7年3月31日

までの5年間としようとするものでございます。

なお、指定管理予定者として選定に至る経過を別紙資料として配付してございますので、参考としていただきたいと思います。

以上、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

御訂正をいただきたいと存じます。

議案第1号、一般会計補正予算第6号の中の4款衛生費の項目でございます。

1項保健衛生費というところを1項衛生管理費というふうに説明いたしました。

正しくは、1項保健衛生費でございますので、御訂正をお願いしたいと存じます。

よろしく願いいたします。

○議長（黒岩岳雄君） 以上で、本件12件の提案説明を終わります。

散 会 宣 告

○議長（黒岩岳雄君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

明5日、6日、9日は議案調査のため、7日、8日は休日のため、それぞれ休会であります。

10日の議事日程は、当日配付いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後0時04分 散会

上記会議の記録に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和元年12月4日

議 長 黒 岩 岳 雄

署名議員 宇 治 則 幸

署名議員 水 間 健 太